

感染症対策を徹底しよう!



1月7日
(木)に新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が

発令されました。愛媛県内でも1日の新規感染者数が過去最大を更新している状況にあり、大洲市内においても感染事例が確認されています。

感染拡大の影響が、本市まで及んできたことを踏まえ、県外への移動や外出される際には、細心の注意を払ってください。

また、会食や職場・家庭内等で感染されるケースも報告されています。会食や懇親会があった方は、体調管理に十分気をつけてください。特に、発熱や体調がすぐれないときには、外出しない、予定を延期する、仕事を休むなど、周りに配慮した行動を心がけて、マスクの着用、こまめな手洗いなど、基本的な感染防止対策の継続をお願いします。

感染された方に責任はありません。感染された方やそのご家族、関係者などを誹謗・中傷する行為は、絶対にしていただき。相手を思いやる気持ちを大切にして、市民一丸となつてこの危機を乗り越えていきましょう。

大洲市長 二宮 隆久

発熱などの症状がある場合の相談・受診の流れ

- ▽発熱などの風邪症状がみられるときは、学校や会社を休み外出を控えてください
- ▽発熱などの風邪症状がみられたら、毎日、体温を測定して記録しておいてください
- ▽基礎疾患をお持ちの人などで症状に変化がある人、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な人は、まず、かかりつけ医などに電話で相談してください

熱やせきなどの症状がある
かかりつけ医がありますか?

ある
ない

かかりつけ医へ
電話相談
診療はしてもらえますか?

受診相談センターへ電話
089-909-3483
(土・日・祝日 24時間対応)

電話相談
医療機関を紹介
来院日時を伝達

かかりつけ医
受診
医療機関受診
地域の患者を診療する

医師の判断によりPCR検査・抗原検査
外来診療

【大洲市内の新型コロナウイルス感染状況など】

▽市公式ホームページに掲載



QRコード



URL : <https://www.city.ozu.ehime.jp/>

【新型コロナウイルス感染症に関する一般的なご質問やご相談】

- ▽電話番号 089(909)3468 (愛媛県内共通)
- ▽対応時間 24時間対応 (土日祝日含む)

【問い合わせ先】 大洲市新型コロナウイルス感染対策本部 大洲市役所 (代表) 24-2111

感染リスクが高まる「5つの場面」にご注意を！

場面① 飲酒を伴う懇親会など

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染リスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



(厚生労働省ホームページより)

「愛媛県の感染警戒期」における「特別警戒期間」
1月8日(金)～26日(火)(状況に応じ延長)

【愛媛県の感染状況】

1月8日現在の入院患者数は、国の「ステージⅢ」の判断基準を超えています。

【特別警戒期間】における県民への要請内容

- ▽ 感染拡大地域(特定都道府県)への不要不急の往来や出張の自粛
- ▽ テレワークや時差出勤などへの促進
- ▽ 会食(いわゆる「飲み会」)での感染リスクへの対処

【今後、特に注意していただきたいこと】

- ▽ 症状が出たら通勤・通学など外出を避けるとともに、かかりつけ医などに連絡のうえ受診
- ▽ 県内でも感染の懸念が高まっているため、この期間は、「外に出てはいけない」というよりも、「十分な栄養と睡眠をとる期間」と切り替えが必要

新型コロナウイルス感染症関連人権相談

新型コロナウイルス感染者や医療従事者、そのご家族などへの誹謗・中傷や差別などが発生しています。新型コロナウイルス感染症に関連した誹謗・中傷や差別などの人権侵害に関するご相談があれば問い合わせ先まで御連絡ください。

【問い合わせ先】

人権啓発課人権対策係 ☎241746

相談日 平日

午前8時30分～午後5時15分